

建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物の事業場外保管に関する事前届出制度について

排出事業者が自ら廃棄物を保管する場合、現行法においては、都道府県等は網羅的に把握することができず、外観上不適正な状態が発覚してから事後的対応となっていた。不適正な状態の拡大を防止するには、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにすることが必要であるとのことから、事業場外に廃棄物を保管する場合には事前に行政が把握できるよう届出制が設けられた。

法改正のポイント

- ・ 建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら保管を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事（所在を所管する各保健所）に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。
- ・ 非常災害のために、必要な応急措置として保管をしたときは、保管日から起算して 14 日以内に届出なければならない。
- ・ 法の施行の際、事業場外に保管している事業者は、施行日から 3 ヶ月以内（平成 23 年 6 月 30 日まで）にその旨を届け出なければならない。
- ・ 届出に係る保管をやめたときは、保管をやめた日から 30 日以内に、届出書を提出しなければならない。

ア．届出対象となる保管

保管の用に供される場所の面積が 300m² 以上である場所において行われる保管であって、次の各号のいずれにも該当しないもの

- ・（特別管理）産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・ 法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ・ PCB 特措法第 8 条の規定による届出に係る PCB 廃棄物の保管

イ．届出内容

保管の届出

- ・ 様式第 2 号の 4（様式第 2 号の 10：特別管理産業廃棄物の場合）
 - 氏名又は名称及び住所、連絡先（法人にあつては、その代表者の氏名も）
 - 保管の場所に関する次に掲げる事項
 - 所在地、面積、保管する（特別管理）産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限、屋外において容器を用いずに行う保管の有無、屋外において容器を用いず保管する場合にあつては、最高の高さ
 - 保管の開始年月日
- ・ 添付書類
 - 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類（土地の登記事項証明書（自己の所有地でない場合、賃貸借契約書等の使用権限の分かる書類も添付すること。）
 - 保管の場所の平面図（各廃棄物の保管場所・面積等を明示）
 - 付近の見取図（住宅地図の写しでも可）
 - 保管上限及び保管高さの計算が分かる書類も添付のこと。

保管に係る変更の届出

- ・ 様式第 2 号の 5（様式第 2 号の 11：特別管理産業廃棄物の場合）
 - 氏名又は名称及び住所、連絡先（法人にあつては、その代表者の氏名も）
 - 変更の内容
 - 変更の理由
 - 変更予定年月日
- ・ 添付書類
 - 所在地、面積に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。

保管の廃止の届出

- ・ 様式第 2 号の 6（様式第 2 号の 12：特別管理産業廃棄物の場合）